

東京都北区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱

17北福健第1523号
平成18年3月30日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）が特別養護老人ホーム等を整備するに当たり、「社会福祉法人に対する補助金交付の手續に関する条例」（昭和51年4月東京都北区条例第21号、以下「条例」という。）及び「社会福祉法人に対する補助金交付の手續に関する条例施行規則」（昭和51年東京都北区規則第15号、以下「規則」という。）に基づき補助金の交付について必要な事項を定め、特別養護老人ホーム等の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の区補助金に関する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設等 区内に設置される次に掲げるものをいう。

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第15条第4項に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

イ 法第5条の2第4項に規定する「老人短期入所事業」を行う老人短期入所施設（以下「ショートステイ」という。）

ウ 法第5条の2第3項に規定する「老人デイサービス事業」（認知症対応型通所介護を除く。）を行う老人デイサービスセンター（以下「標準型デイサービス」という。）

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター

オ その他区長が必要と認める施設

(2) 整備 新たな施設等の建設又は既存の施設等の定員数を増やすための増築、改築若しくは改修する工事をいう。

(3) 多床室 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）第11条第4項第1号ただし書の規定による2人以上4人以下の居室をいう。

(4) 入所調整 東京都北区特別養護老人ホーム入所調整委員会設置要綱（平成14年4月19日14北福福第73号区長決裁）に基づき、東京都北区特別養護老人ホーム入所調整委員会（以下「入所調整委員会」という。）が、特別養護老人ホームの入所に関し順位の調整をすることをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業（条例第2条に規定する補助の対象たる事業をいう。以

下同じ。)は、次に掲げるものとする。

(1) 法人が、国の交付金又は東京都の補助金を受けて、区内に施設等を整備する事業であって、区の計画及び方針に合致するもの。

(2) 前号のほか、老人の福祉の向上に資する施設等の整備であって、区長が特に必要と認めるもの。

(補助対象費用)

第4条 補助対象費用(条例第2条に規定する事業に必要な資金及び事務費をいう。以下同じ。)は、施設等の整備に要する費用(当該整備の事務に要する費用を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる費用は除く。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた費用については、補助対象費用とすることができる。

(区補助金の交付額)

第5条 区補助金を交付する額は、次の各号に掲げる基準により算出した額を上限として区長の定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) 特別養護老人ホーム及びショートステイ 定員1人につき6,500千円を乗じた額に $1/4$ を乗じて得た額

(2) 標準型デイサービス 1施設につき35,542千円

(3) 地域包括支援センター 1施設につき1,250千円

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する区長が特に必要と認める費用がある場合には、当該費用に関し、前項に規定する区補助金の交付額に加えて必要な金額を補助することができる。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする社会福祉法人は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに提出すること。

(1) 理由書

(2) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合にはその助成の方法及び程度を記載した書類

(4) 財産目録及び貸借対照表

(5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 交付申請のあった事業について区長が適当と認める場合は、第10条の条件を付して補助金の交付を決定し、当該法人に補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。ただし、交付申請のあった事業について区長が

適当と認めない場合は、当該法人に補助金交付申請却下通知書（第3号様式）により通知する。

（交付時期）

第8条 この補助金は、補助事業が完了したときに前条の交付決定を受けた者からの請求により交付する。ただし、補助事業の期間が複数年度にわたる場合は、事業の出来高に応じて、各年度ごとに交付する。

（請求）

第9条 交付決定を受けた補助金を請求するときは、次の各号に掲げる書類を添付し、各事業の年度内に請求する。

- (1) 工事出来高明細書（工事費目別に契約金額、出来高金額及び出来高割合の示されているもの。）
- (2) 出来高を示す写真
- (3) 口座振替依頼書

（補助条件）

第10条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 承認事項

次のア、イ又はウの一に該当するときは、事業計画変更（廃止）承認申請書（第4号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容のうち、次の各号のいずれかを変更しようとするとき。

(ア) 建物の規模及び構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員及び利用定員

(エ) 工事の内容

- ・工期変更を伴う工事
- ・工法及び位置の変更を伴う工事

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由、遂行の見通し等を速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長に承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 財産の管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

(6) 関係書類の整理保管

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業に係る支払領収書については、支払い完了後速やかに提示すること。

(7) 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(8) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(9) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

(10) 契約手続の取扱い

補助事業を行うために締結する契約については、東京都が定める老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準に準じて行うこと。

(11) 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(12) 状況報告

補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

(13) 補助事業の遂行命令

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命じることがある。この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じることがある。

(14) 実績報告

補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に、下記に掲げる報告書を提出しなければならない。

- ア 事業実績報告書
- イ 収支計算書
- ウ その他区長が必要と認める事項

(15) 補助金の額の確定

交付すべき補助金の額は、(14)の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し通知する。

(16) 是正のための措置

(15)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。この命令により必要な処置をした場合においても、(14)の実績報告を行わなければならない。

(17) 補助金の返還

- ア 条例第8条により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。
- イ (15)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(18) 違約加算金

条例第8条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超える時は、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てる。）を納めなければならない。

(19) 延滞金

補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。

(20) 他の補助金の一時停止

補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(21) 多床室の整備

施設等のうち、第2条第1号アに規定する特別養護老人ホームを整備する場合にあっては、当該特別養護老人ホームに多床室を備えなければならない。

(22) 入所調整の遵守

入所調整委員会が実施する入所調整を遵守しなければならない。

(23) 不正請求の禁止

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けはならない。

(24) 他の用途の使用の禁止

補助金を他の用途に使用してはならない。

(25) 法令等遵守

法その他関係法令のほか、区の条例及び規則並びにこの要綱において規定されていることを遵守し、補助事業を適切に遂行しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に社会福祉法人が行う申請に係る補助金から適用し、同日前行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 東京都北区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱（昭和62年7月22日制定）は、廃止する

付 則（平成23年8月18日区長決裁23北福健第1644号）
この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

付 則（平成26年1月8日区長決裁25北福健第2269号）
この要綱は、平成26年1月8日から施行する。

付 則（平成26年7月15日区長決裁26北福健第1615号）
この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

付 則（平成27年3月30日区長決裁26北福健第2712号）
この要綱は、平成27年3月30日から施行する。